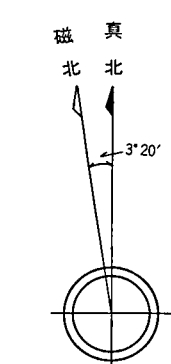


20 — 18

XV - JE 33 - 2 - 18

1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
	12	13	14	15
	17	18	19	20
	22	23	24	25



記 号

△	37.26	国家三角点
▽	NO	市設三角点
□	37.26	
■	12.231	国家水準点
□	12.231	市設水準点
○	15.61	多角点
●	25.71	その他の基準点
◎	24.71	その他の水準点
●	67.91	奥地測量基点
●	67.91	地丈測量基点

[illegible][illegible]

20-18

【注意事項】道路支帳は、認定市道のおおよその位置と道路名称及び現況幅員等を示すものです。また、現況幅員は現地と相違している場合がありますので、使用に当たってはご注意ください。尚、官民境界の確定区域を表すものではありません。

那覇市 都市みらい部 道路管理課

多イトル	測定基図	No.	20-18
------	------	-----	-------

昭和五十九年三月調製

撮影 昭和57年9月
 測図 昭和58年9月 オートグラフA10、ステレオプロッターA8
 現説 昭和58年12月
 座標系 第ⅩⅤ系
 等高線間隔 1m

20 – 23

1 : 500

Depth (m)	Percentage of total dry weight (%)
0	0
10	85
20	75
30	65
40	55
50	45
60	35
70	25
80	18
90	15
100	15

この地図は建設省国土地理院長の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製したものである。(承認番号) 昭57沖公第32号

針筒機関 那 霸 市
作業機関 大 東 航 業 株 式 会 社